

是正又は改善を要する事項

監査担当者 係長 大島 健志
主査 小檜山 亜沙美

監査の対象となる事業者及び放課後児童クラブの名称	学校法人明照学園 くほんじ学童クラブ	
監査実施年月日	令和6年6月25日(火)	
事項	内容	根拠
支援員の配置体制について	<p>土曜日の開設時間について、運営規約では午前7時30分または小学校下校時刻から午後3時30分までと規定しているが、5月25日(土)の7時30分から11時12分の時間帯における支援員の配置が一人のみとなっていた。</p> <p>市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、1つのクラブごとに、最低でも2人以上(うち1人は補助員でも可)を配置しなければならないと定められている。</p> <p>これは、各児童クラブが運営規程等で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。</p> <p>職員の配置基準を満たしていない日については開所日とすることはできない。</p>	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第2項